

ケアホームあおぞらはうす 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置するケアホーム「あおぞらはうす」（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第10項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 ケアホーム「あおぞらはうす」

（2）所在地 京都市中京区西ノ京西中合町25

市木マンション201、202、203号室 あおぞらはうす

京都市中京区西ノ京西中合町25

市木マンション301、303号室 あおぞらはうすⅡ

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

（1）管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

（2）サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

（3）世話人 1人以上（常勤兼務または非常勤専従）

世話人は、食事の提供等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 1人以上(常勤専従、常勤兼務または非常勤専従)

生活支援員および夜間支援従事者は、生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、10人とする。

あおぞらはうす 6人 あおぞらはうすⅡ 4人

(主たる利用者)

第6条 事業所の主たる利用者は身体障害者(聴覚・言語障害者)とする

(共同生活介護の内容)

第7条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 職場等との連絡調整
- (8) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 共同生活援助を提供した際は、利用者から当該共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から当該共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については、毎月末日までに前月分を利用者から徴収するものとする。

(1) 家賃 月額 30,000円

(2) 光熱水費 月額 実費

(3) 食材料費 一食 朝食300円 昼食500円 夕食500円

(4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(5) クラブ活動費 講師派遣に係る費用はそのクラブの人員で割って出欠に関わらず月額制とする。教材については実費負担とする。

4 前3項に規定する額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意するものとする。

(1) 共同で使う物や設備は大切に扱うこと。

(2) 居室その他の施設・設備を壊した場合は速やかに申し出ること。必要に応じて修理代金の負担を求めることがある。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者が同一の月に事業所が提供する共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により都道府県知事が、また法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

(虐待防止の措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催
及び委員会での検討結果について職員への周知

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業者は、指定共同生活援助の提供にあたっては、利用者または他の利用
者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その
他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものと
する。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する
ものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委
員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提
供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画
（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を
講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び
訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変
更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管
理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器
具等の管理を適正に行うものとする。

2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、
次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す
る委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため
の研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2006年10月1日から施行する。

2010年 4月1日一部改定

2011年 4月1日一部改定

2013年 4月1日一部改定

2013年11月1日一部改定

2014年 5月1日一部改定

2018年 4月1日一部改定

2019年 5月1日一部改定

2022年 4月1日一部改定

2023年 4月1日一部改定

2024年 4月1日一部改定